明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○電波法施行規則第七条第四号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（総務二〇九）　一
○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第五条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（財務・農林水産・経済産業七）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録関係　四七
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四八
会社その他
会社決算公告　五〇

告示

○総務省告示第二百九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第四号の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第二百二十三号（電波法施行規則第七条第四号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三日

総務大臣　片山　善博

表中

「

関東総合通信局管内	151.862MHzから151.878MHzまで	10W以下
	411.935MHzから411.985MHzまで	5W以下

」を

「

関東総合通信局管内	151.862MHzから151.878MHzまで	10W以下
	411.935MHzから411.985MHzまで	5W以下
近畿総合通信局管内	2630MHzから2655MHzまで	2W以下

」に、

「

関東総合通信局管内	151.862MHzから151.878MHzまで	10W以下
	411.935MHzから411.985MHzまで	5W以下
近畿総合通信局管内	2630MHzから2655MHzまで	2W以下
	958MHzから959.6MHzまで	0.001W以下
	5010MHz	0.00316W以下

」を

「

関東総合通信局管内	151.862MHzから151.878MHzまで	10W以下
	411.935MHzから411.985MHzまで	5W以下
近畿総合通信局管内	2630MHzから2655MHzまで	2W以下
	958MHzから959.6MHzまで	0.001W以下
	5010MHz	0.00316W以下
関東総合通信局管内	17.1GHzから17.25GHzまで	1W以下
	21.4GHzから21.5GHzまで	1W以下
	21.7GHzから22GHzまで	1W以下
	49.3GHzから49.8GHzまで	0.1W以下

」に、

「

近畿総合通信局管内	958MHzから959.6MHzまで	0.001W以下
	1982MHzから2010MHzまで	1W以下
	5010MHz	0.00316W以下
関東総合通信局管内	17.1GHzから17.25GHzまで	1W以下
	21.4GHzから21.5GHzまで	1W以下
	21.7GHzから22GHzまで	1W以下
	49.3GHzから49.8GHzまで	0.1W以下

」を

陸上での使用に限る。

陸上での使用に限る。

陸上での使用に限る。電波の型式がNONのものに限る。

陸上での使用に限る。

陸上での使用に限る。

陸上での使用に限る。電波の型式がNONのものに限る。